

# 令和6年第1回美浜町議会臨時会議案

令和6年2月13日提出

## 目 次

議案第 1号	美浜町北方コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例について	・・・	1
議案第 2号	美浜町手数料条例の一部を改正する条例について	・・・	3
議案第 3号	令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）	・・・	別添

## 議案第 1 号

美浜町北方コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

美浜町北方コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

### 提案理由

この案を提出するのは、美浜町北方コミュニティ消防センターを北方区へ譲渡したことに伴い、本条例を廃止する必要があるからである。

美浜町北方コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例  
を廃止する条例

美浜町北方コミュニティ消防センターの設置及び管理に関する条例(昭和62年美浜町条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

美浜町手数料条例の一部を改正する条例について

美浜町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月13日提出

美浜町長 八 谷 充 則

### 提案理由

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町手数料条例の一部を改正する条例

美浜町手数料条例(昭和43年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	450円	交付のとき
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクを持って調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	750円	
戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350円	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件	450円	
戸籍の届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明	1件	350円	
法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明	1通	1,400円	
戸籍の届書その他の書類の閲覧	1件	350円	閲覧のとき

」

を

「

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通	450円	交付のとき
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通	750円	

<p>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	1 件	400 円	発行のとき
<p>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	1 件	700 円	
<p>戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	1 件	350 円	交付のとき
<p>戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 までの規定又は同法第 1</p>	1 件	450 円	

26 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			
戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通	350 円 ただし、 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400 円	
戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1 件	350 円	閲覧のとき

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。